

# 高知県社会貢献活動支援推進計画

( 後 期 計 画 )

平成16年3月

高知県文化環境部

## 目 次

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 第1章 計画の構想                | 2 |
| 第2章 計画の目標                | 3 |
| 第3章 高知県内の社会貢献活動団体の概況及び課題 | 3 |
| 第4章 社会貢献活動の推進に関する支援策     | 4 |
| 第5章 計画の進行                | 7 |
| 第6章 県民等の参加及び協働による支援      | 9 |

## 第1章 計画の構想

### 第1節 趣旨

少子・高齢化が急速に進展し、特に県土の大部分が中山間地域である本県においては、地域社会を担ってきたコミュニティの衰退が大きな課題となるなか、県では、多種多様な住民のニーズに対応できる力を持った新しい地域社会づくりの担い手である社会貢献活動団体の活動を支援するため、平成10年度に、「高知県社会貢献活動推進支援条例」を制定しました。

また、この条例に基づき、平成11年度から平成20年度を期間とする「高知県社会貢献活動支援推進計画」を策定し、社会貢献活動が継続的、円滑に推進され、そのすそ野を広げていくための支援を行ってきました。

条例制定後、5年を経過した現在、特定非営利活動法人をはじめとした社会貢献活動団体も着実に増加し、またその活動範囲も福祉や保健、環境保全・自然保護、教育、地域づくり、国際交流など様々な分野に広がってきています。

この背景には、県民の方々の、自らの意欲や能力を社会的な活動に生かし、自らの力で地域を良くしたいという、自主的自発的な意識の高まりがあるといえます。

今後、ますます個別化・多様化してくると思われる住民ニーズに応え、より良い地域づくりを進めていくためには、このような県民一人ひとりの意欲のある、主体的な社会貢献活動が大きな役割を担っていくことが期待されています。

しかし、社会貢献活動団体が自立した活動を継続して行っていくためには、人材の確保育成をはじめとした課題は依然として存在しており、この課題解決に向け支援していくことが、県の重要な役割となります。

この計画は、平成10年度の計画を見直し、社会貢献活動団体が、行政、企業と並んで、社会的な課題解決の役割を担い、一層、地域の人々のために活動を行えるよう支援するために、策定しました。

### 第2節 計画の位置付け

本計画は、「高知県社会貢献活動推進支援条例」第9条に基づく、社会貢献活動に対する支援の総合的かつ具体的な計画です。

### 第3節 計画の対象

営利を目的としない公益的な活動で、その活動が、県民の多様なニーズに対応し、豊かな社会生活の実現に寄与することを目的に、法人又はその他の団体が行う継続的で自主的な社会貢献活動を対象とします。

### 第4節 計画の目標期間

平成10年度に策定しました計画の目標期間は平成11年度からの10年間(前期・後期)とされており、今回の計画は、前期計画に引き続く平成16年度から平成20年度までの後期の計画となります。

## 第2章 計画の目標(テーマ)

本計画の推進に当たっての目標は、前期に引き続き次のとおりとします。

### 「パートナーシップでつくろう 21世紀の高知県」

#### —— 民間と行政の協働による新しい地域社会づくり ——

- ・ 県民が豊かで安心して暮らしていける地域社会づくり  
豊かな環境の保全やまちづくりといった価値観の変化や、高齢者・障害者福祉など、地域社会のニーズも多様化しています。  
県民が、効率的かつ多角的な社会サービスを受けることにより、社会生活の質の向上を図り、21世紀を豊かで安心して暮らしていける地域社会となるよう取り組みます。
- ・ 自主的な社会貢献活動による元気な地域社会づくり  
県民や事業者が、自主的かつ積極的に社会貢献活動を行うことにより、その活動が、生きがいや働きがい、自己実現の場や地域社会への貢献につながるるとともに、地域のネットワークやコミュニティの活性化による元気な地域社会づくりを進めます。

## 第3章 高知県内の社会貢献活動団体の概況及び課題

この計画の見直しに当たっては、平成12年度に高知大学が行った調査結果を基に、今回、県と高知大学が共同して県内の社会貢献活動団体や、県民の方々に、社会貢献活動団体の概況や意識についてアンケート調査を実施しました。その結果は次のとおりです。

### 1 社会貢献活動団体の概況

社会貢献活動の活動分野は、「保健・医療・福祉の増進」が最も多く40%、次いで「文化・教育・スポーツの振興」、「環境保全」、「地域・まちおこし」と続き、この4分野で全体のほぼ90%を占めています。

また、団体の活動範囲は、市町村内が最も多く38%、次いで県内全域、複数市町村となっており、約90%の団体が、県内を活動エリアとしています。

### 2 社会貢献活動団体の課題

平成12年度に高知大学の上田研究室が行った調査結果では、社会貢献活動団体が抱えている課題で最も多くなっているのは、「活動・事業の担い手不足」で、約半数の団体が課題に挙げています。また、「資金不足」も約3分の1の団体が課題としており、ついで、「地域住民の理解と協力」、「広報活動の充実」、「活動場所の確保・拡充」等が課題とされています。また、行政に期待する役割としては、資金援助、活動場所の整備・提供、非営利活動促進の広報などが主なものとなっています。

今回の調査結果では、日頃、団体が力を注いでいる活動としては、団体の本来活動である「サービス及び事業内容の充実」が最も多く、次に「活動を中心となって担う仲間の拡大」となっており、NPOの活動の重点が、仲間づくりの段階から事業内容の充実へ移り

つつあるといえます。

活動を前進させる上で必要としている人材としては、若者が最も多く、また、事業の専門家なども多くなっています。

資金面では、公的補助金や民間助成金への期待が高く、団体が必要としている情報も、この二つが多くなっています。公的補助金の補助対象の分野としては、団体の事業活動費に対する補助が最も活動への効果が高いとされています。

事業を進めていく上での場所の確保については、事務所より、事業を行うための会場や、会議室などが必要とされています。

以上のことから、人材や資金、情報等の面からも、事業内容の充実へ向けた意欲がうかがえる結果となっています。

### 3 NPOに対する県民の方々の意識

県民の方々に「NPO」という言葉は普及してきていますが、NPOの意味への理解は十分といえない状況にあります。また、活動に参加したことがある方も少なく、今後、活動への参加のためには、NPOへの理解が最も重要な要素となっています。

NPOと行政との関係では、「行政と協力しあうことで地域社会の発展に貢献する」ことや「行政では実現が難しいサービスや事がらを実現してくれる」ことへの期待が高くなっています。

### 4 課題への対応

以上の調査結果から、平成10年度に当初の支援計画を策定して以降、社会貢献活動団体は社会に認められる存在となってきているものの、未だ自立した存在といえるまでには至っていない状況にあります。

また、社会貢献活動団体が抱えている課題も、平成10年度の調査時と大きな変化はなく、引き続き、活動団体の育成及び組織強化 活動基盤の整備 県民や企業に対する社会貢献活動の普及啓発や情報提供等の支援を行っていく必要があります。

さらに、社会貢献活動団体と行政との協働が今後の行政運営において重要となっていることから、支援策にはこの点についての視点も必要となっています。

## 第4章 社会貢献活動の推進に関する支援策

### 第1節 基本方針

支援策の基本方針は、高知県社会貢献活動推進支援条例第3条に基づき、次のとおりとします。

#### 1 県民、事業者の社会貢献活動の促進

社会貢献活動の社会的意義と必要性を認識し、県民及び事業者が、それぞれの能力に応じて積極的かつ自主的に活動に参加することが必要であり、県民及び事業者の社会貢献活動に対する気運の醸成と活動の促進を図るための方策を推進します。

## 2 社会貢献活動の県民の理解の促進

社会貢献活動が、地域で認められ充実拡大していくためには、活動団体への県民の理解が重要となります。このためには、活動団体の活動情報を県民の方々に知っていただくことが必要であり、活動情報を積極的に県民の方々に周知して行くための方策を推進します。

## 3 人づくりの推進

社会貢献活動団体の組織を支え、活動を円滑に推進していくため、組織の核となるリーダーや会員等人材の育成と、それぞれの資質の向上を図るための方策を推進します。

## 4 団体の育成及び活動の充実、拡大

社会貢献活動団体の活動が継続的、円滑に推進されるとともに、その充実と拡大を図るため、団体の組織基盤の強化と活動を行いやすい環境作りを図るための方策を推進します。

## 5 団体相互の交流、連携の推進

社会貢献活動団体が相互に、情報の交換や活動の連携、協力により、組織の強化や活動の充実、拡大を図るための方策を推進します。

## 6 パートナーシップによる新しい地域社会づくりの推進

県民が、真に豊かで質の高い社会生活を営むため、行政、事業者、県民、社会貢献活動団体がそれぞれの役割分担のもとに、パートナーシップによる新しい地域社会を築いていくための方策を推進します。

### 第2節 支援策

基本方針に沿って次の支援策を推進します。

| 支援策の体系     |                | 推進する支援策  |
|------------|----------------|--|
| 活動基盤の整備・充実 | (1) 活動拠点の整備・充実 | 社会貢献活動拠点センターの機能の充実<br>高知県ボランティア・NPOセンターの支援機能の充実<br>個々の活動団体の活動を支援する広域的な団体の育成<br>活動場所のデータ整備及び情報提供<br>・活動場所として活用できる公共施設の情報提供<br>社会貢献活動促進のための規制緩和等への取組み<br>その他必要かつ適切な支援策 |
|            | (2) 情報基盤の整備    | 情報基盤の整備・充実   |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   | ( 3 ) 人材バンクの整備                          | 専門的な知識やノウハウ等を有した人材データの整備及び情報提供  |
| 2<br>財政<br>基盤<br>の<br>整備                            | ( 1 ) 財政支援                              | 税制支援<br>県の補助事業や民間助成金等の情報提供<br>活動団体の企画力を生かした提案型事業の行政での<br>普遍化への取組み<br>その他必要かつ適切な支援策                                |
|   | ( 2 ) 物的支援                              | 拠点施設における備品の貸与<br>県有施設利用に関する規制緩和等  |
| 3<br>人<br>づ<br>く<br>り<br>の<br>推<br>進                | ( 1 ) 活動に関わる人材の育成                       | 研修会等の専門家等講師に関する情報提供<br>研修会の開催<br>・活動団体の組織強化等のための研修会の開催<br>情報の提供<br>・先進事例等情報の提供<br>学校教育、社会教育での取組み<br>その他必要かつ適切な支援策 |
|   | ( 2 ) 行政職員の理解促進                         | 社会貢献活動を理解し協働を進めるための研修会の開催<br>NPOへの派遣研修<br>その他必要かつ適切な支援策   |
| 4<br>広<br>報<br>学<br>習<br>機<br>会<br>の<br>提<br>供<br>等 | ( 1 ) 県民の活動団体への理解を深め参加を促進するための普及啓発活動の展開 | 情報の提供<br>・活動団体の活動内容等の情報<br>・イベント等開催情報<br>学習機会の提供<br>・体験学習等<br>セミナー、シンポジウム等の開催<br>その他必要かつ適切な支援策                    |

|  |                       |  |
|--|-----------------------|--|
| 5<br>交<br>流<br>及<br>び<br>連<br>携<br>の<br>推<br>進 | (1) 活動団体の交流、連携の促進     | 情報の交流支援<br>・拠点センター、こうちボランティア・市民活動情報システム（ピッピネット）等による情報交換<br>活動団体間の交流、連携の促進<br>・活動情報の交換や連携のための広域ブロックや分野別団体の交流の機会の確保<br>その他必要かつ適切な支援策 |
|  | (2) 活動団体と行政・企業との交流の促進 | 活動団体と行政・企業との交流の場作り   |

## 第5章 計画の推進

### 第1節 進行管理と見直し

#### 1 計画の進行管理

本計画の着実な実行を確保するため、計画に掲げられた支援策に基づき、具体的な事業を取りまとめ、公表するとともに、支援策の実施状況を把握し、計画の進行管理を毎年行います。

また、進行状況については、随時情報を公表します。

#### 2 計画の見直し

特定非営利活動促進法の改正や社会経済情勢の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 第2節 社会貢献活動を推進していくための各主体の取組み

社会貢献活動を推進していくためには、県をはじめ市町村や事業者、県民、社会貢献活動団体の各主体が、それぞれの役割や能力に応じて、自主的、積極的に取り組むことが必要です。

そのため、各主体に期待される役割を明らかにするとともに、単にその役割を果たすだけでなく、各主体間が相互の連携の中で、より一層のパートナーシップを構築していくことが重要です。

#### 1 県の取組み

本計画を計画的かつ着実に推進するため、その推進体制を下記のとおりとします。

また、県は、市町村の取組みを誘導、補完するとともに、広域的な観点に立って、活動支援の連携調整やコーディネート等を行います。

| 窓口区分       | 担当課室          | 担 当 業 務   |
|------------|---------------|---|
| 総合窓口       | 男女共同参画・NPO課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ N P Oに関する総合窓口</li> <li>・ 拠点センターとの連携</li> <li>・ 庁内の関係支援策の実施状況等の包括的な把握とコーディネート</li> <li>・ 県民や行政の社会貢献活動への理解の促進</li> </ul> |
| 個別活動に関する窓口 | 各活動分野に関する担当課室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動に関する窓口</li> <li>・ 各支援策の企画立案、実施等・・・その他活動の推進に必要な事項等</li> </ul>   |

## 2 市町村の取組み

社会貢献活動団体の多くは地域で活動していることから、市町村との関わりが非常に深く、活動のすそ野を広げ、その充実、強化を図るためには、市町村の果たす役割が大変重要です。そのため、市町村は、地域の実情に応じた支援策を自主的、積極的に推進していくことが期待されます。

## 3 事業者の取組み

地域社会の中で、単に事業者としての営利活動を行うだけでなく、地域社会の一員として、社会貢献活動の意義や役割についての理解を深め、その能力に応じて、積極的に関わり、参加することが期待されます。

## 4 県民の取組み

県民が、真に豊かで質の高い社会生活を営むため、社会貢献活動の意義や役割についての理解を深め、その能力に応じて、自主的、積極的に活動に参加することが期待されます。

## 5 社会貢献活動団体の取組み

多様で個別的な社会ニーズに、効率的で迅速に、またきめ細かく柔軟に対応し、さらには継続したものとなるために、社会貢献活動団体は、その活動内容を広く情報提供を行い、県民への理解を求めるとともに、他の団体等と連携した活動が期待されます。

### 第3節 具体的な支援事業の推進

支援策に基づき、毎年度、具体的な支援事業を取りまとめ、年度当初に公表します。

## 第6章 県民等の参加及び協働による支援

### 第1節 社会貢献活動支援推進会議における支援策の検討等

社会貢献活動の支援に関して、広く活動団体及び県民等から意見や提案等をいただきながら、NPO関係者、学識経験者、県民、事業者、行政で構成する社会貢献活動支援推進会議で支援策等の調査、検討等を行い、必要かつ適切な支援策を推進します。

### 第2節 社会貢献活動の支援に関する調査、研究

社会貢献活動に対する支援やパートナーシップへの取り組みについて、必要な調査、研究を行い、成果の実施や普及を図り、社会貢献活動の推進と新しい地域社会づくりを推進します。